

米国産牛肉の輸入再開・輸入手続停止に関する経緯等について

○ 対日輸出施設の認定状況

- ・平成18年3月8日現在、対日輸出認定施設数は計37施設。
（1月19日時点では計40施設。問題のあった2施設については1月20日付けで認定取消。更に2月14日付けで1施設が認定リストから除外。）

○ 輸入再開後の輸入実績（1月20日現在）

- ・輸入重量：約1500トン（うち約730トンが輸入手続き終了）
- ・認定を受けた40施設のうち、25の対日輸出認定施設で処理されたもの。

○ 経緯

- H15年12月24日 米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入禁止
- H17年 5月24日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問
- H17年12月 8日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会から答申
（プリオン専門調査会を10回開催、5月31日～10月31日）
- H17年12月12日 一定の条件で管理された米国産牛肉等の輸入再開決定
- H17年12月13日 米国の対日輸出施設の査察（11施設）
（～24日）
- H17年12月16日 米国産牛肉等の第一便が到着
- H18年 1月20日 農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見
当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分を行い、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止
- H18年 2月17日 米国農務省が調査報告書を日本側に提出
- H18年 3月 6日 調査報告書について、米国政府に対し照会及び公表
- H18年 3月18日 照会事項に対し、米国農務省から回答
- H18年3月28・29日 日米専門家会合

プレスリリース

平成18年3月3日
厚生労働省
農林水産省

米国農務省の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」
の日本語訳(仮訳)の公表について

2月17日に米国農務省から提出のあった「日本向け牛肉輸出証明プログラム
に関する調査結果・対策報告書」の日本語訳(仮訳)をとりまとめましたので、別
添のとおり公表します。

(参考)米国農務省の報告書の正文は、英文で以下のホームページに公表されてお
ります。

http://www.fsis.usda.gov/PDF/Japan_Export_Investigation_Report.pdf

連絡先：厚生労働省医薬食品局
 食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111(内線 2455)

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

連絡先：農林水産省消費・安全局
 動物衛生課

代表：03-3502-8111(内線 3202、3008)

直通：03-3502-0767

担当：小倉、山口

米国農務省報告書（構成）

I. 要旨

- ・ 報告書の概要

II. 食品安全検査局（FSIS）日本向け輸出調査報告；ゴールデン・ヴィール社及びアトランティック・ヴィール社

- ・ 米国産牛肉の対日輸出再開までの経緯
- ・ アトランティック社からの対日輸出に関する経緯

III. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての米国農務省（USDA）による管理の評価に関する監察官室（OIG）報告

- ・ OIG による調査結果とこれに基づく 6 つの勧告

IV. USDA の調査結果及び実行計画

1. 2006 年 1 月 20 日公表のマイク・ジョハンス農務長官による初動措置
 - ・ 12 の措置
2. FSIS による調査結果及び措置
 - ・ 5 つの調査結果とこれらに対する 15 の措置
3. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての USDA による管理の評価に関する OIG 報告への USDA の対応
 - ・ III の OIG による 6 つの勧告に対する USDA の対応

V. 結論

VI. 添付書類

- A. 日本向け牛肉に対する USDA 輸出証明（EV）プログラム特定製品条件
- B. 日本向け EV プログラム－特定製品条件の説明
- C. FSIS 指令改訂案－輸出証明
- D. FSIS 通知改訂案－日本向け牛肉製品の証明及び輸出証明プログラムに基づく牛肉製品を証明するための輸出手続の説明
- E. 書簡形式の証明書
- F. 副署名のための農業販売促進局の声明
- G. FSIS 検査プログラム関係職員のための研修文書
- H. 2006 年 1 月 24 日の日本向け EV プログラム会議案内状
- I. FSIS によるゴールデン・ヴィール社、アトランティック・ヴィール社の調査に関する 1 番から 39 番までの文書

報告書の要旨

日本向け輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書
2006年2月17日（在京米国大使館仮訳）

2005年12月12日、日本はほぼ2年間の米国産牛肉輸入禁止を解除し、米国産牛肉の輸入を再開した。2006年1月20日、日本政府担当官は脊（せき）柱が付いた米国産子牛肉（ヴィール）3箱を発見した。日本との個別な貿易合意の下では、脊柱の混入は認められていない。米国は、これが日本との合意条件に沿うものではなく、日本にとって受け入れられないことを認めたが、その製品が国民の健康を害するものではないと強調した。

米国政府はこの不適格な出荷の報告を受けて、即座に農務長官は徹底的な調査を命じた。食品安全検査局(FSIS)内の監査、評価を担当するプログラム評価、実施、レビュー室は直ちに、どのような経緯でこの不適格な牛肉が日本に輸出されたのかについて調査を始めた。さらに食品安全検査局は農務省監察官室(OIG)と連携して調査を行った。この調査は2006年2月2日に完了した。

調査により、本件は輸出業者および農務省検査官が日本へ輸出可能な特定の製品を熟知していなかったためであると判明した。日本政府との合意により脊柱は輸出できないこととなっている。その脊柱を含む「ホテルラック（子牛の部位）」というラベルが貼られた箱が1つ、「(子牛の)整形したロース肉」のラベルの貼られたものが2箱出荷された。さらに、問題の施設を担当した食品安全検査局の検査官が農業マーケティング局(AMS)の輸出証明プログラム(EV)について十分認識しておらず、日本向け輸出に不適格な製品の出荷を認可および承認すべきではなかった、ということも明らかになった。輸出証明プログラムの下で今回が最初で唯一の子牛肉の出荷であることから、不適格な出荷の経緯は例外的なケースであるという判断に確信をもっている。

ジョハンズ農務長官はまず、不適格な子牛肉の出荷に対応し、12の再発防止策を発表した。その中には、不適格な子牛肉を日本に輸出した問題の施設を認定業者のリストから除くことも含まれている。さらに不適格な出荷の連絡を受けて、食品安全検査局は3日以内に、輸出プログラムの承認を受けたすべての施設にいる検査責任者に対して、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。4日以内に、農務省職員は業界側が輸出証明プログラムの求める輸出条件を順守するために重要な問題を確実に理解するために、ワシントンの農務省本省において、輸出証明プログラムの下で牛肉を輸出する施設の最高経営責任者およびその他の幹部役員との会合を開催した。ジョハンズ農務長官は出席者に対し、直接そして非常に明確に、米国の農業製品および食品輸出プログラムに関し、非常に高いレベルでの基準を維持するため、すべての必要条件を満たすことの重要性を述べた。

調査終了後、農務省は調査結果に対処するための適切な追加措置を決定した。例えば、輸出証明プログラム参加国向けの輸出品目を食品安全検査局担当官に周知徹底させるため、農業マーケティング局は、食品安全検査局の研修を受けた担当官がアクセスできる内部用ウェブサイトに、各国別に認可された個別の品目リストを掲載する。さらに、施設が査察を受けたり、プログラムに追加、あるいは除外される場合、その都度、農業マーケティング局が食品安全検査局に通知する。

2006年1月27日、米国農務長官は、日本向け牛肉輸出証明プログラムについての農務省の調整・管理プロセスが適切かどうかを評価するため、議会を通じてアメリカ国民への説明責任を持つ農務省の独立調査機関である監察官室に、査察を行うよう依頼した。2006年2月10日、農務省監察官室が査察報告書を提出し、査察は終了し、本報告書にも調査結果が記載されている。本報告書に示されている調査結果、農務省の対応措置は、食品安全検査局の「日本向け輸出調査報告書、ゴールデン・ヴァイル社、アトランティック・ヴァイル・アンド・ラム社」、監察官室の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する農務省の管理に関する評価」の結果である。調査結果、事実関係、措置は各調査とも同様のものである。

米国は、日本の輸入牛肉安全基準を満たすことを非常に重視している。われわれは日本の条件を十分理解している。それらの条件は非常に明確なものであり、われわれのシステムは、それらの条件に対応すべく構築されている。徹底的な調査の結果、今回の子牛肉の1出荷例にかかわる不適格な製品の発見が、米国の牛肉加工、検査、あるいは輸出制度の全体にかかわる不備を示唆しているのではないことを確信している。今回の事例の調査、対応を経て、われわれは同様の事例再発防止のため、さらなる防止策を米国の制度に導入した。

(参考) 報告書の日本語訳(仮訳)の全文は以下のホームページで公開されております。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0303-2.html>

「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」
に関する米国政府への照会について

「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」について、米国政府に対し、本日、別添により照会をいたしますのでお知らせします。

【問合せ先】

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111(内線2455)

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

農林水産省消費・安全局

動物衛生課

代表：03-3502-8111(内線3202、3008)

直通：03-3502-0767

担当：小倉、山口

米国側への主な照会事項の概要について

今回の事案について、徹底した原因の究明を行い、再発防止のための改善措置を行うことが重要。このような観点から、報告書の内容に関し、以下の項目に沿って米側に質問・照会。

○ 認定に関する事項

今回問題を起こした施設は、施設の輸出プログラム、従業員の理解等に問題があったことが指摘されているが、これら施設の認定に問題はなかったのか。

○ 施設に関する事項

今回問題を起こした施設では、作業の過程、出荷時における確認等に問題があったことが指摘されているが、担当者は何故責任を果たさなかったのか。必要な研修や訓練は行われていたのか。

○ 検査に関する事項

今回の事案は食品安全検査局（FSIS）検査官が日本向けに不適格な製品を適合製品として輸出証明したものであるが、FSIS 検査官はどうして不適格製品を見逃したのか。適切な周知、訓練は行われなかったのか。

○ 改善措置に関する事項

報告書には、各般の再発防止のための改善措置が掲げられているが、これらによりすべての対日輸出施設において日米間で合意したルールの遵守が確保されるのか。

(参考) 照会事項の全文は以下のホームページで公開されております。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0306-4.html>

プレスリリース

平成18年3月20日

厚生労働省

農林水産省

米国の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」に関する照会事項に対する米国からの回答の日本語訳(仮訳)の公表について

米国の報告書に関して3月6日に日本政府が行った照会事項に対し、18日午前にあった米国からの回答の日本語訳(仮訳)をとりまとめましたので、別添のとおり公表いたします。

(参考) 米国からの回答の正文は英文で以下のホームページに公表しております。

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0320-1.html>

農林水産省ホームページ：http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060320press_2.html

【問い合わせ先】

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111(内線 2455)

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

農林水産省消費・安全局

動物衛生課

代表：03-3502-8111(内線 3202)

直通：03-3502-0767

担当：小倉

米国への主な照会事項への回答の概要について

- 1 今回の事案の原因等（原因は何か。他の施設で同様の問題は
ないか。）
 - ・ 今回の事案は、輸出認定施設が品質管理マニュアルを遵守し
なかったこと及び輸出条件からの逸脱を米国農務省食品安全
検査局（FSIS）が見つけれなかったために生じたもの。
 - ・ 他の施設では、これまでの監査や顧客からのフィードバック
等からみて、条件も理解され、適格品のみ輸出されていると確
信。

- 2 認定に関する事項（認定に問題はなかったか。）
 - ・ 農業販売促進局（AMS）の監査担当職員は相応の経験を有し、
牛肉・子牛施設の監査プロセスを理解していたこと、品質管理
マニュアルは輸出条件に適正に対応していたこと、施設の担当
責任者は日本向けの条件についての知識を有していたこと等
が確認されており、AMSの審査に問題はなかった。
 - ・ 審査で確認された品質管理マニュアルに従わず輸出品の処理
が行われたため、当該施設は認定リストから除外した。

- 3 施設に関する事項（担当者はなぜ責任を果たさなかったの
か。）
 - ・ 施設側が品質管理マニュアル上の責任を遵守しなかったこと
は明らか（その理由についてはまだ終了していないOIG調査部
門の調査に期待）。
 - ・ 品質管理マニュアルには日本向けの条件も含まれており、現
地監査では担当責任者もせき柱除去や内臓の分別の必要性を
十分知っていたことが確認されている。

- 4 検査に関する事項（FSIS検査官はなぜ不適格品を見逃したの
か。）
 - ・ FSIS検査官は、輸出証明の申請を受けるまで、認定されたこ
とを知らなかった。

- ・ FSISからは、輸出証明の手続等を定める指示（FSIS指令9000.1）が発出されており、FSISのウェブサイトにも日本向けの条件が掲載されていたが、今回の事案の発生まで、現場のFSIS検査官に対して日本向け輸出証明の責任を理解させるための追加的措置は行われなかった。
- ・ 昨年12月にFSISは各地域の責任者を通じて日本向け輸出条件の周知を図ったが、問題のアトランティック社は当時日本向けに認定されていなかったため、その地域を担当する責任者が周知を受けなかったことから、同社を担当する現場のFSIS検査官への周知も行われなかった特異なケースであった。

5 改善措置に関する事項（提案された改善措置は十分か。）

（1）AMS

- ① 今後、例えばせき髓やせき柱の除去等、製品条件に焦点を当てて輸出認定施設の再調査を実施。必要に応じて是正措置を講ずる。
- ② 輸出再開後は抜き打ち審査を実施する。
- ③ AMSにおいても輸出品が輸入国向けに適格である旨の証明を行う。

（2）FSIS

- ① FSIS検査官の役割の明確化等、輸出証明関連のFSIS指令等を改正する。
- ② 省内ウェブサイトを通じ、輸出認定施設が輸出できる具体的な製品についてFSIS検査官に情報を提供する。
- ③ FSIS検査官に対する研修を行うとともに、試験合格を義務付ける。
- ④ 輸出認定施設と担当のFSIS検査官に対して審査を行う。

（3）AMSとFSISの連携

- ① AMSは認定や取消しに当たり、その都度FSISに通知する。
- ② AMSはFSIS検査官の研修が終了した後に施設を認定する。

（参考）回答の日本語訳（仮訳）の全文は以下のホームページで公開されております。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0320-4.html>

米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の概要

3月28日(火)及び29日(水)の2日間、三田共用会議所において、米国産牛肉輸入問題に関する日米の専門家会合を行ったところ、概要以下のとおり。

1. 出席者

米国側：ランバート農務省(USDA)マーケティング規制担当次官代行他
日本側：外務省、厚生労働省、農林水産省

2. 会議の概要

- (1) 米国側から、農務省農業販売促進局(AMS)に関する事項、施設に関する事項、農務省食品安全検査局(FSIS)に関する事項、再発防止のための改善措置に関する事項等について説明があり、緊密な意見交換が行われた。
- (2) 当該2施設において今回の事案が起きた経緯、AMSにより認定された対日輸出施設のQSAマニュアルに改善すべき点があったこと等、日米間で一定の共通認識が得られた。
 - ① 今回の事案は、問題の施設が認定されたQSAマニュアルに従わなかったこと及びそれをFSISの検査官が発見できなかった結果、発生したものであること
 - ② 問題となった施設の認定について、当時の判断としては、手続に従って認定が行われたものであるが、今から振り返れば、QSAマニュアルがより具体的、現実的なものであったとすれば、今回の事案を防ぐことができた可能性は高まっていたと考えられること
- (3) 今後、これまでの経緯について日本側は消費者への説明会等を実施し、米国側においては今後日本側が提示する調査項目も含めた他の対日輸出認定施設に対する再調査、改善策の具体化を行うこととし、これらの結果を踏まえてこれからの対応を検討することとなった。

平成18年4月3日
厚生労働省
農林水産省

「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について

1 意見交換会の開催について

1月20日、米国から到着した子牛肉にせき柱が含まれていることが確認されたため、現在、すべての米国産牛肉の輸入手を停止しています。

このことについて、2月17日に米国農務省から「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」が提出され、3月28日から29日にかけて日米専門家会合が開催されたところです。

つきましては、報告書及び日本からの照会に対する米国側の回答等について、消費者、事業者など関係者の方々との意見交換を行うための機会を設けることとしましたのでお知らせするとともに、出席者を募集いたします。

(1) 日時・場所・募集人数（予定）

| | 開催日 | 時間 | 場所（別添地図参照） | 募集人数 |
|-------|----------|-------------|------------|------|
| 那覇会場 | 4月11日（火） | 14:00～16:30 | メルパルク沖縄 | 150名 |
| 札幌会場 | 4月12日（水） | 14:00～16:30 | 北海道自治労会館 | 200名 |
| 仙台会場 | 4月13日（木） | 14:00～16:30 | エル・パーク仙台 | 200名 |
| 大阪会場 | 4月14日（金） | 14:00～16:30 | 新梅田研修センター | 200名 |
| 新潟会場 | 4月17日（月） | 14:00～16:30 | 新潟県自治会館 | 200名 |
| 名古屋会場 | 4月18日（火） | 14:00～16:30 | 愛知県産業貿易館 | 200名 |
| 広島会場 | 4月19日（水） | 14:00～16:30 | 広島YMCAホール | 200名 |
| 福岡会場 | 4月20日（木） | 13:30～16:00 | ホテルレガロ福岡 | 200名 |
| 東京会場 | 4月21日（金） | 13:45～16:15 | 星陵会館 | 250名 |

(2) 主催 厚生労働省 農林水産省

(3) 内容 米国産牛肉輸入問題について

- (4) 出席者 食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省

2 意見交換会出席者の申込方法について
各会場ごとに募集します。

出席を希望する方は、応募様式（別添1～9）に必要事項を御記入の上、以下の期日までにファックスにてお申し込みください。なお、ファックスのあて先は応募様式に記載しております。

| | | |
|-------|----------|-------|
| 那覇会場 | 4月 7日（金） | 15：00 |
| 札幌会場 | 4月10日（月） | 15：00 |
| 仙台会場 | 4月11日（火） | 15：00 |
| 大阪会場 | 4月12日（水） | 15：00 |
| 新潟会場 | 4月13日（木） | 15：00 |
| 名古屋会場 | 4月14日（金） | 15：00 |
| 広島会場 | 4月17日（月） | 15：00 |
| 福岡会場 | 4月18日（火） | 15：00 |
| 東京会場 | 4月19日（水） | 15：00 |

【応募上の注意とお願い】

- ① 応募様式、申込先は各会場ごとに別になっておりますので、お間違えのないように御注意ください。
- ② 応募多数の場合は先着順といたします。ただし、多くの関係者に幅広く御出席いただくため、同一と考えられる組織から多数の方の応募があった場合には、勝手ながら当方において、人数を調整いたします。
- ③ ②の理由により、主婦、無職の方以外は、所属する消費者団体名、企業名、個人商店名、生産者団体名、行政組織名等を必ず御記入ください。

なお、出席の可否は開催日の前日までにファックス、電子メール、郵送又は電話にて御連絡します。

【報道関係の皆様へ】

報道関係の方は、会場の都合上報道関係者申込様式（別添10）に必要事項を御記入の上、上記募集期日までに、各会場の申込先へファックスにてお申し

込みください。

3 その他

議事の概要については、厚生労働省及び農林水産省のホームページを通じて公表することを予定しております。

問合せ先

厚生労働省食品全部企画情報課

担当者：森田、大林

電 話：代表03-5253-1111（内線2493, 2452）

直通03-3595-2326

F A X：03-3503-7965

農林水産省消費・安全局消費者情報官

担当者：古川、中田

電 話：代表03-3502-8111（内線3335, 3337）

直通03-3502-8504

F A X：03-5512-2293

平成18年2月10日
 照会先：厚生労働省医薬食品局
 食品安全部監視安全課
 桑崎監視安全課長
 道野輸入食品安全対策室長
 担当：蟹江(内線2455)
 代表：03-5253-1111
 直通：03-3595-2337

米国から輸入された牛肉の自主調査結果について

1 趣旨及び概要

すでに輸入された米国産牛肉については、これまでの強化された輸入時検査や査察の結果により輸入条件の遵守を確認してきた。

成田空港におけるせき柱を含む子牛肉の発見事例を踏まえ、念のため、すでに輸入手続を終了したせき柱周囲の部位である可能性がある米国産牛肉（国内に流通したものも含む）について、せき柱が含まれていないか、関係する10都県等を通じ、26輸入業者に対し調査を要請した。

2 方法及び結果

調査は輸入手続が終了した730.1トンのうち、衛生証明書によりせき柱周囲の部位が含まれる可能性がある575.1トンを調査した。（155トンについては、モモ肉、横隔膜等であることが確認されたため除外。）

各輸入業者は575.1トンについてカートン表示等を確認して、①232.0トンについてはモモ肉等であることが確認され除外、②せき柱周囲の部位と確認された249.7トンについて開梱して個々の牛肉を確認した結果、計481.7トンについては、せき柱の混入は認められなかった。

また、すでに販売済みの米国産牛肉に関し、せき柱混入に係る情報を関係都県等、各輸入業者に対して調査したが、そうした情報はなかったことが確認された。

(単位：トン)

| せき柱周囲の部位である可能性があると調査を要請した重量 | せき柱の混入が認められなかったもの | | 流通経路における開梱等により、由来するロット確認ができなかったもの | |
|-----------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------|
| | せき柱周囲以外の部位 (表示等確認) | せき柱周囲の部位 (現物確認) | | |
| 575.1 (100%) | 481.7 (83.8%) | 232.0 (40.3%) | 249.7 (43.4%) | 93.4 (16.2%) |

(注) 1月20日までに輸入届出があったのは1,496.0トン。

うち765.9トンについては輸入手続が終了していないため未通関。

プレスリリース

| | |
|---|---|
| 平成18年2月16日 | |
| 照会先：厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課 桑崎監視安全課長 道野輸入食品安全対策室長 担当：蟹江(内線2455) 代表：03-5253-1111 直通：03-3595-2337 | 照会先：農林水産省消費・安全局 動物衛生課 釘田動物衛生課長 池田国際衛生対策室長 担当：山口(内線3008) 代表：03-3502-8111 直通：03-3502-0767 |

米国における対日輸出食肉処理施設の認定リストからの除外について

2月14日（現地時間）付けで、米国の対日輸出食肉処理施設（38施設）認定リストからスイフト・ビーフ・カンパニー社のネブラスカ州グランドアイランドにある食肉処理施設が除外された。

なお、詳細は米国側に照会中である。

米国側からの報告によると、除外された理由は、米国農務省に提出された当該食肉処理施設の品質管理プログラムにおいては、当該食肉処理施設に月齢確認牛（生産記録により月齢を確認できる牛）を出荷する農場の指定は本が行うこととされているが、当該食肉処理施設が独自に農場を追加していたことによるものとのことである。

なお、当該食肉処理施設においては、月齢確認牛に係る生産記録が保存されていたことから、米国農務省が調査したところ、農場まで遡ることができ、日本向けに処理された牛については、すべて20ヶ月齢以下であることが確認されており、対日輸出条件に適合しているとのことである。

（参考）当該施設からの輸入実績

輸入業者：2社

輸入手続終了分：30.7トン

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察について（結果報告）

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の輸出プログラムの遵守状況を確認するため、3月12日から19日までの間、担当者を派遣したところ、今般、別添のとおり査察結果を取りまとめたのでお知らせします。

（別添）

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果報告

【問合せ先】

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線2455）

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

農林水産省消費・安全局

動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線3202）

直通：03-3502-0767

担当：小倉

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果報告

平成18年3月20日

3月12日から19日までカナダの食肉処理施設（パッカー）5施設及び関連施設について査察を行い、輸出プログラムの実施状況等を検証したところ、概要以下のとおり。

◆ 査察日程等

- ・ 期間：3月12日（日）～3月19日（日）7日間
- ・ 査察場所：パッカー5施設及び関連施設（いずれもアルバータ州）
- ・ 実施者：厚生労働省、農林水産省の担当者

◆ 日本向け輸出プログラムの実施状況

各パッカーとも輸出プログラムの実施に必要な手順が文書で定められており、当該文書に従った作業が実施されていることを確認した。

1 牛の月齢確認

パッカーでは、データベースに出生記録が登録されている牛で、20ヶ月齢以下の牛のみを対日輸出牛肉用に供していることを確認。

具体的に、パッカーが耳標番号をリーダーで電子的に読み取り、データベースの出生情報と照合する方法、牛の生産者からデータベースによる出生情報に関する書類を受理し、当該書類に記載された番号と耳標番号を照合する方法を確認。

2 特定危険部位（SRM）の除去

ピッシングの禁止、国内基準や輸出プログラムに基づくSRM除去、牛枝肉の高圧水などによる洗浄などの適切な処理を確認。

パッカー施設のカナダ食品検査庁（CFIA）検査官が、上記手順の遵守を確認していることを併せて確認。

3 日本向け牛肉の分別／識別

手順書に基づき適切に他の牛肉と分別。

- ① と畜及び部分肉処理において、操業開始時又は前後に十分な間隔を空けて処理を行うことにより、他の牛肉と分別。
- ② 日本向け牛肉には、と畜時に従業員が特定のリボンやスタンプ等を付けることにより識別。
- ③ 冷蔵・保管場所を区別することにより分別。
- ④ 部分肉処理は、日本向け牛肉の箱詰め作業が終了するまで他の枝肉（カナダ国内向け等）の搬入を行わないことによる分別。

◆ 指摘事項

3月14日（現地時間）、XLフーズ社（施設番号401）を査察した際に、施設の認定に必要なカナダ政府による現地確認に不備があったことを確認するとともに、当該施設から、

- ① 日本向けの輸出が行われていないこと
- ② これまでに処理された牛肉は日本向けに輸出されないことを確認した。

これを受け、カナダ政府は、直ちに、当該施設からの衛生証明書の発行を停止するとともに、15日付けでカナダの日本向け牛肉認定施設リストから除外した。

また、カナダ政府に対しその他の日本向け牛肉認定施設（8施設）の認定手続きについて念のため確認することを要請し、カナダ政府からは、その認定手続きには不備がないことについて確認した旨説明を受けた。

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の認定リストからの除外について

カナダにおける日本向け牛肉認定施設の輸出プログラムの遵守状況を確認するため、3月12日から19日までの間、担当者を派遣しているところである。

日本側査察チームは、14日（現地時間）、XL（エックスエル）フーズ社（施設番号401）について、施設の認定に必要なカナダ政府による現地確認に不備があったことを確認し、15日（同）に当該施設の認定は日本として受け入れられない旨カナダ政府に伝達した。

カナダ政府は、この日本側からの指摘を受け、当該施設からの日本向け輸出を停止するとともに、15日付けでカナダの日本向け牛肉認定施設（9施設）リストから当該施設を除外した。

なお、当該施設からの対日輸出実績はなく、その他の日本向け牛肉認定施設（8施設）については同様の問題がないことについてカナダ政府から報告を受けている。

【問合せ先】

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線2455）

直通：03-3595-2337

担当：蟹江

農林水産省消費・安全局

動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線3202）

直通：03-3502-0767

担当：小倉

平成18年3月15日

照会先:厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課

課長:桑崎

担当:蟹江(内線2455)

牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

平成18年3月15日に「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」委員による検討の結果、下記の牛はBSEであるとの結論を得ましたので、お知らせします。

なお、この牛の食肉、内臓等、当該牛に由来するものは、焼却処分とするため、市場には流通しませんので、念のため申し添えます。

注:「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」については、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学検査の結果が典型的なものであったため、会議を開催せずに電子メールにより確定診断を行いました。

記

〔検体を採取した牛〕

処 理 年 月 日 : 平成18年3月13日

性 別 : 雌

品 種 : ホルスタイン

月 齢 : 68ヶ月

飼 育 地 : 北海道中川郡中川町

スクリーニング
検査実施機関 : 北海道上川保健福祉事務所名寄地域保健部

確認検査実施機関 : 北海道大学及び帯広畜産大学

※ 当該牛の地元に対する取材には、十分御配慮をお願いします。

平成18年3月17日
照会先：厚生労働省医薬食品局
 食品安全部監視安全課
課長：桑崎
担当：蟹江（内線2455）

「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」の結果について

平成18年3月17日に開催した「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」の結果は下記のとおりです。

記

佐世保市のスクリーニング検査陽性牛について、昨日までに実施されたウエスタンブロット法、病理組織学的検査及び免疫組織化学検査の結果を精査したところ、BSEと判断されました。

なお、この牛の食肉、内臓等、当該牛に由来するものは、焼却処分とするため、市場には流通しませんので、念のため申し添えます。

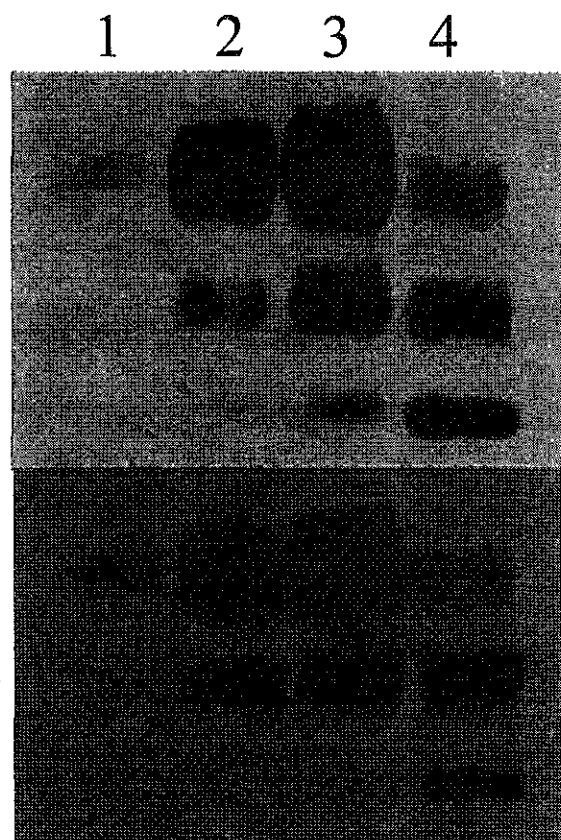
（注）ウエスタンブロット法による検査結果については、検出された異常プリオン蛋白質のパターンが定型的なものでないため生物学的性状などについて調査する。

（参考）当該牛の概要

処理年月日：平成18年3月13日（月）
性別：雌
品種：黒毛和種
月齢：169ヶ月（平成4年2月10日生）
飼育地：長崎県壱岐市
スクリーニング検査実施機関：佐世保市食肉衛生検査所
確認検査実施機関：国立感染症研究所

当該牛に係る地域に対する取材には、十分御配慮をお願いします。

従来型とのglycoform 及び非糖鎖型の分子量の比較
と他の抗体(6H4)との反応性



- 1.和歌山(6例目)
- 2.神奈川(5例目)
- 3.神奈川(10例目)
- 4.佐世保

BSE 確認状況について

厚生労働省医薬食品局食品安全部

| | 確認年月日 (とちく日・死亡日) | 生年月日 (確認時の月齢) | 品種 (性別) | 生産地 (飼育地) | 検査実施機関 (確認検査実施機関) | 臨床症状等 (注2) | 確認検査結果 (注1) |
|------------|------------------------------|------------------------|-----------------|------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 平成13年9月10日 (平成13年8月6日) | 平成8年3月26日 (64ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道佐呂間町 (千葉県白井市) | 千葉県 ((独)動物衛生研究所) | 起立不能 敗血症 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 2 | 平成13年11月21日 (平成13年11月19日) | 平成8年4月4日 (67ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道猿払村 (北海道猿払村) | 北海道留萌保健所天塩支所ウブシ駐在所 (帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 3 | 平成13年12月2日 (平成13年11月29日) | 平成8年3月26日 (68ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 群馬県宮城村 (群馬県宮城村) | 埼玉県中央食肉衛生検査センター (横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター、帯 広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 4 | 平成14年5月13日 (平成14年5月10日) | 平成8年3月23日 (73ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道音別町 (北海道音別町) | 北海道釧路保健所 (帯広畜産大学) | 左前肢神経麻痺 起立困難 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 5 | 平成14年8月23日 (平成14年8月21日) | 平成7年12月5日 (80ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 神奈川県伊勢原市 (神奈川県伊勢原市) | 神奈川県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 起立不能 股関節脱臼 両側前肢関節炎 乳房炎 熱射病 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 6 | 平成15年1月20日 (平成15年1月17日) | 平成8年2月10日 (83ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道標茶町 (和歌山県粉河町) | 和歌山市保健所食肉衛生検査室 (国立感染症研究所) | 起立障害 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 7 | 平成15年1月23日 (平成15年1月21日) | 平成8年3月28日 (81ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道湧別町 (北海道網走市) | 北海道北見保健所 (帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 8 | 平成15年10月6日 (平成15年9月29日) | 平成13年10月13日 (23ヶ月齢) | ホルスタイン種 (去勢) | 栃木県大田原市 (福島県双葉郡葛尾村) | 茨城県県北食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 無し | WB法 + (注3) 免疫組織化学検査 - 病理組織検査 - |
| 9 | 平成15年11月4日 (平成15年10月29日) | 平成14年1月13日 (21ヶ月齢) | ホルスタイン種 (去勢) | 兵庫県氷上郡 (広島県福山市) | 福山市食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 - 病理組織検査 - |
| 10 | 平成16年2月22日 (平成16年2月20日) | 平成8年3月17日 (95ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 神奈川県秦野市 (神奈川県平塚市) | 神奈川県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 起立困難 股関節脱臼 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 11 (注4) | 平成16年3月9日 (平成16年3月4日) | 平成8年4月8日 (94ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道標茶町 (北海道標茶町) | 北海道十勝家畜保健衛生所 ((独)動物衛生研究所) | 股関節脱臼 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 12 | 平成16年9月13日 (平成16年9月10日) | 平成11年7月3日 (62ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 熊本県泗水町 (熊本県泗水町) | 熊本県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |

| | 確認年月日 (とちく日・死亡日) | 生年月日 (確認時の月齢) | 品種 (性別) | 生産地 (飼育地) | 検査実施機関 (確認検査実施機関) | 臨床症状等 (注2) | 確認検査結果 (注1) |
|------------|-----------------------------|-----------------------|----------------|--------------------------|---------------------------------------|------------------|--|
| 13 | 平成16年9月23日 (平成16年9月21日) | 平成8年2月18日 (103ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道士幌町 (奈良県新庄町) | 奈良県食品衛生検査所 (国立感染症研究所) | 起立不能 股関節脱臼 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 14 (注4) | 平成16年10月14日 (平成16年10月8日) | 平成12年10月8日 (48ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道鹿追町 (北海道鹿追町) | 北海道十勝家畜保健衛生所 (独)動物衛生研究所) | 窒息死 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 15 (注4) | 平成17年2月26日 (平成17年2月22日) | 平成8年8月5日 (102ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道中川郡本別町 (北海道中川郡本別町) | 北海道十勝家畜保健衛生所 (独)動物衛生研究所) | 関節炎 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 16 | 平成17年3月27日 (平成17年3月24日) | 平成8年3月23日 (108ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道天塩町 (北海道天塩町) | 旭川市食肉衛生検査所 (国立感染症研究所、帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 17 (注4) | 平成17年4月8日 (平成17年4月4日) | 平成12年9月11日 (54ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道河東郡音更町 (北海道河東郡音更町) | 北海道十勝家畜保健衛生所 (独)動物衛生研究所) | 起立不能 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 18 | 平成17年5月12日 (平成17年5月10日) | 平成11年8月31日 (68ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道砂川市 (北海道砂川市) | 北海道早来食肉衛生検査所 (北海道大学、帯広畜産大学) | 起立不能 両股関節脱臼 | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 19 | 平成17年6月2日 (平成17年5月31日) | 平成8年4月16日 (109ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道野付郡別海町 (北海道野付郡別海町) | 北海道釧路保健福祉事務所保健福祉部 (北海道大学、帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 20 | 平成17年6月6日 (平成17年6月3日) | 平成12年8月12日 (57ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道河東郡鹿追町 (北海道河東郡鹿追町) | 北海道帯広食肉衛生検査所 (北海道大学、帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 21 (注4) | 平成17年12月10日 (平成17年12月6日) | 平成12年2月13日 (69ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道千歳市 (北海道千歳市) | 北海道石狩家畜保健衛生所 (独)動物衛生研究所) | 心不全 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 - |
| 22 (注4) | 平成18年1月23日 (平成18年1月20日) | 平成12年9月1日 (64ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道野付郡別海町 (北海道野付郡別海町) | 北海道根室家畜保健衛生所 (独)動物衛生研究所) | 第四胃左方変異 (死亡牛) | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 判定不能(注5) |
| 23 | 平成18年3月15日 (平成18年3月13日) | 平成12年7月8日 (68ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道中川郡中川町 (北海道中川郡中川町) | 北海道上川保健福祉事務所名寄地域保健部 (北海道大学、帯広畜産大学) | 無し | WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |
| 24 | 平成18年3月17日 (平成18年3月13日) | 平成4年2月10日 (169ヶ月齢) | 黒毛和種 (雌) | 長崎県壱岐市 (長崎県壱岐市) | 佐世保市食肉衛生検査所 (国立感染症研究所) | 起立不能 | WB法 +(注6) 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 + |

- (注1) 病理組織検査は、脳組織に明らかな空胞が認められた場合、「+」としている。
(注2) いずれの場合もBSEを疑う臨床症状は確認されなかった。
(注3) 糖鎖パターン及びプロテアーゼ耐性がこれまで確認されたBSEのものとは異なっていた。
(注4) 生産段階における死亡牛の検査で確認されたものであり、と畜場へは搬入されていない。
(注5) 非常に弱い空胞変性が認められたが、死後変化との明確な区別が困難であったので、「判定不能」としている。
(注6) 検出された異常プリオン蛋白質のパターンが定型的なものでなかった。